一般廃棄物搬入申請書

令和	年	月	日
11 J.H		Л	\vdash

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者様

一般廃棄物を岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入したいので、下記事項を確認し、岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第4号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

※ 必	ずボールペン	等で記入してください、鉛筆・消せるボールペンでの記	己入は受付できません。(□]に✔をつけてください。)	
搬	住 所				
	(ふりがな)	()	
入	氏 名 署名(直筆)				
者(電話番号		排出者との関係		
申請者)	搬入車両	□乗用車 □(軽)トラック(t車) □			
者	放八里門	ナンバープレート: 和泉			
			集・運搬したごみで	はありません。	
	住 所 で 所 在 地	□搬入者と同じ(異なる場合は下欄に記入)	してください。)		
排	氏名又は 事業所名				
出	電話番号		業 種 (事業所の場合)		
者		□上記住所と同じ ※排出者と住所が異なる場合は住所及び理由を記入し、その住所が確認できる物(郵便物等)を持参してください。			
	発生場所	住所:			
		理由:			
		ら排出されたもの (□引越し □片付け)			
ごみ		動によって排出されたもの(産業廃棄物に該 미田市・貝塚市以外から発生したごみは受け			
みの		ロ田市貝塚市グリーンセンターのごみ搬入基	·	付けません。	
種	主なごみ	の種類を記入してください。			
類	類 - In the second of the sec				
搬入時間	 搬入時間:月曜日~金曜日(祝日含む) 午後1時~午後5時(なるべく午後4時30分までに入場してください。)				
	下記の事項を確認の上、□に √ をつけてください。				
	1. 本人確認のため、運転免許証など本人であることがわかる書類の提示をします。				
	また、搬入者と排出者が異なる場合には、上記に併せて、排出場所が分かる書類の提示をします。 記載内容について相違ありません。相違があった場合や虚偽が判明した場合及び搬入条件を				
	2. 記載的各について相違のりません。相違かめつに場合や虚偽が判明した場合及の搬入条件を満たさない場合には、ごみを持ち帰ります。				
	3. ごみの重量に応じ、条例で定める処理手数料を支払います。				
	(ごみの計量は、クリーンセンターの計量機によるものとします。) 構内においては、安全のため係員の指示に従い、ごみの積み下ろしは、自らが行います。				
	5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項による立入検査等、法律に基づく調査が執行された際には、大阪府又は岸和田市若しくは貝塚市等へ本申請書を提出することについて了承します。				
			□ 以上の事項を	確認、承知しました。	
*	記入された	個人情報は、法律によって要求された場合、ある	いは当組合の権利や財	産を保護する	

- ※ 記入された個人情報は、法律によって要求された場合、あるいは当組合の権利や財産を保護する必要が生じた場合を除き、第三者に提供することはありません。
- ※ 許可なく他人の一般廃棄物を収集又は運搬を業として行っていることが判明した場合は受け入れをせず 通報します。このような行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。

\rightarrow	一知	合記	7	묎
/-	▶ /NH.	. □ ਜ 1	/	用

確認物	□運転免許証	□保険証(住所の記載があるもの)	
	□マイナンバー(住基)カード	□その他()

岸和田市貝塚市クリーンセンター受入基準

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第6項に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

1. 搬入できない物

項目	主な具体例
構成市域外廃棄物	岸和田市及び貝塚市以外から排出された廃棄物
一般廃棄物に該当しない物	産業廃棄物(業務用プリンター・レジスター等)・石・砂・土等
家電リサイクル法対象物	エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機等
資源有効利用促進法対象物	パソコン等
自動車リサイクル法対象物	自動車・自動車部品・原動機付き自転車・自動二輪車等
引火性のある物	ガソリン・灯油・石油類・シンナー・廃油・オイル類・油性塗料等及びそれらの残留した容器類・金属粉等
危険性のある物	各種ボンベ・消火器・バッテリー・注射針等
有害性のある物	劇薬(薬品・硫酸・硝酸等)・農薬(殺虫剤・消毒剤等)・水銀等
著しく悪臭を発する物	動物の死体・ふん尿等
処理困難物	タイヤ(自転車用を除く)・FRP製品・石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール等・スレート・耐火金庫・オイルヒーター・温水器・ソーラーパネル・ソーラー給湯器・エンジン・圧縮機・発電機等機械類・液状や泥状の物・体積や重量が著しく大きい物
その他	クリーンセンター若しくはその周辺の環境を悪化させ、クリーンセンターにおける 処理を著しく困難にし、又は、クリーンセンターの機能に支障を生じさせるおそれ のある物

2. ごみ処理施設棟(焼却棟)へ搬入できる物(下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載)

項目	条件	主な具体例	
可燃ごみ		厨芥類・繊維類・プラスチック類・ 小枝等・笹等	
絨毯等	・6帖以下、紐で縛った状態	カーペット・ブルーシート等	
タイルカーペット	・ <u>50枚まで</u>	タイルカーペット	

3. リサイクルプラザ棟へ搬入できる物(下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載)

項目	条件	主な具体例
家具等粗大ごみ	・最大辺180cm以下、鏡やガラスを取り外した状態	タンス・化粧台・食器棚等
木材等	・枝払いした状態 ・直径20cm未満の物は、長さ150cm以下 ・直径20cm以上25cm未満の物は、長さ50cm以下 ・ 直径25cm以上の物は、受入不可	植木・板切れ等
竹	・直径20cm未満の物は、長さ100cm以下	竹
電化製品	・家電リサイクル法等に該当しない物 ・蛍光灯や乾電池、バッテリー等を取り外した状態	照明器具・電磁調理器・おもちゃ等
火気器具	・燃料や乾電池等を取り外した状態	ストーブ・ファンヒーター等
資源ごみ	・中を空にした状態	缶・びん・ペットボトル等
畳	・ <u>10畳まで</u>	畳
瀬戸物等	・最大辺30cm以下 ・最大辺50cm以下の箱に入れ、 <u>5箱まで</u>	陶器・タイル・鏡・ガラス・化粧品 のビン等
レンガ	・最大辺30cm以下、10個まで	レンガ
ブロック	・最大辺30cm以下、10個まで	ブロック
瓦	・最大辺30cm以下、10枚まで	瓦
建具	・最大辺180cm以下、<u>10枚まで</u>	網戸・雨戸・襖・障子等
波板等	・最大辺180cm以下、<u>10枚まで</u>	ビニール製波板・トタン板等
配管	・呼び径50A以下の物は、長さ180cm以下 ・ <u>10本まで</u>	ビニール製配管
樋	・長さ180cm以下、 <u>10本まで</u>	塩化ビニール製樋・金属製樋
蛍光灯	・40W以下の物は、長さ120cm以下、20本まで	直管型蛍光灯・電球型蛍光灯等
スプリングマット	・ <u>2枚まで</u>	ボンネルコイルマットレス等

事項 材質や寸法、形状等で搬入できない場合があります。不明点等は、事前にお問い合わせしてください。 事業活動によって排出された物で金属やプラスチック等は産業廃棄物に該当するため搬入できません。